

北海道の社会教育施設が果たすべき役割

～全ての人の可能性を引き出し、ウェルビーイングを
実現する生涯学習・社会教育～

【審議のまとめ原案】

令和6年（ ）月

北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会

**令和4年度～5年度
北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会
まとめ**

～ 目 次 ～

1	はじめに（理想・目指す姿）	・・・	2
2	テーマについて	・・・	3
3	社会教育施設本来の役割	・・・	4
4	社会教育施設の現状・課題	・・・	5
5	社会教育施設に求められる新たな役割	・・・	7
	(1) 現代的な課題への対応		
	ア 社会的包摂、インクルーシブ、障がい者の生涯学習に関する事		
	イ 施設のデジタル対応やデジタルデバイドの解消に関する事		
	ウ 家庭教育支援・乳幼児向けサービスに関する事		
	エ その他、現代的課題に関する事		
	(2) 社会教育施設が積極的に担っていきたい役割		
	ア 学校教育との連携・協力に関する事		
	イ 民間との連携・協力に関する事		
	ウ 住民の居場所づくりや子どもたちの放課後活動に関する事		
	エ 福祉分野との連携・協力に関する事		
	オ 地域の文化や産業・地域資源を生かした伝統の継承・産業の活性化に関する事		
	(3) 施設の新たな在り方		
	ア 共生社会の構築におけた障がい者の生涯学習の推進に関する事		
	イ 情報発信、広報に関する事		
	ウ 地域連携の拠点、活動のプラットフォームとしての在り方に関する事		
	エ 社会教育施設の機能の複合化に関する事		
	オ 資金調達に関する事		
6	北海道教育委員会の役割	・・・	13
7	資料（現地調査の概要等）	・・・	14
8	北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会名簿	・・・	22

1 はじめに（理想・目指す姿）

北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会 議長兼会長 吉岡 亜希子

私たちはこれまでにない急激な変化の時代に直面しています。近年で最も顕著な変化は、新型コロナウイルス（COVID-19）を契機としたデジタル化の浸透と飛躍的な拡大といえるでしょう。オンラインによる学習は、広大な北海道に暮らす私たちにとって新しい学びの可能性を広げました。一方、デジタル技術を理解し、適切に活用すること、いわゆるデジタルリテラシーが暮らしに必要不可欠となる中、新たな格差を生み出すことにもなりました。高齢者など一部の人のデジタルデバイド（情報格差）問題は、社会教育施設で行われてきた対面での学びが欠かせないことを気づかせてくれました。

第11期中央教育審議会生涯学習分科会の議論では、公民館等の社会教育施設の役割の明確化や機能強化が振興方策とされています。また、第4期教育振興基本計画においても、リアル（対面）活動が不可欠であることが示されています。人と人が対面すること、多様な人々が集い学び合うことが必要な営みであり、その拠点として社会教育施設を保障していくことが私たち一人ひとりの可能性を引き出し、暮らしを心豊かにする出発点となるでしょう。

2年間の議論と合わせ、公民館、図書館、生涯学習施設への現地調査やヒアリング調査を行いました。調査にご協力いただいた皆様には心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの Web 予約に困難を感じている住民に寄り添い、いち早く対面による予約支援を行った公民館、1980年代から青年期の障がい者を対象とした生涯学習活動に取り組む公民館の事例では、障がいのある若者や共に活動するボランティアの若者、市民らがいきいきと輝き、学校教育を終えた若者たちの生涯学習が当たり前のこととして地域に根付いていました。また、電子化や地元の高校・大学生との連携、商店街、企業、ボランティア組織との連携、職員間の対話を重視した運営など先進的な取り組みを行う図書館や生涯学習施設の事例は、社会教育施設としての新しい可能性を示してくれました。

議論の中で改めて気づかされることもありました。それは、社会教育施設が地域で長い歴史を持つ、「信頼される場」であるということでした。

予測が困難な時代において持続可能な社会を創るための社会教育の在り方が問われています。これまで社会教育における学習者として十分には位置づいてこなかった子ども、障がい者、外国人、ひとり親など多様な人々が社会の形成者として発信することが求められています。全ての人の可能性を引き出す生涯学習・社会教育を通じた真の意味での共生社会の実現こそが北海道の力となるでしょう。自分一人では自分をつくることができません。集い、学び合い、話し合うこと、そうした“場”があることで自分がつくれ、地域の未来を創る主体となることができるのではないのでしょうか。

今期のまとめが北海道における社会教育施設の役割、意義を見つめる契機となること、そして、希望の光となることを願っています。

2 テーマについて

(1) 北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会における審議のテーマ

北海道の社会教育施設が果たすべき役割

～全ての人の可能性を引き出し、ウェルビーイングを実現する生涯学習・社会教育～

(2) テーマの設定について

令和2～3年度北海道社会教育委員の会議（テーマ「共生社会の実現に寄与する社会教育・生涯学習」）での議論や、中央教育審議会教育振興計画部会「次期教育振興基本計画の基本的考え方にかかる議論」、中央教育審議会生涯学習部会「第11期中教審生涯学習審議会における議論の整理」から出された以下の内容を踏まえ、テーマを設定した。

【北海道社会教育委員の会議（令和2～3年度）の議論から】

- 孤立している人たちを救うための「セーフティネット」になることが重要
- 障がいの有無に関わらず活動できるプラットフォームをどう作るか議論が必要
- 社会教育施設では肢体不自由以外の障がいをもつ方への配慮がまだ不十分

【中央教育審議会教育振興計画部会の議論から】

- 多様な個人のウェルビーイングの実現を目指し共生社会の実現に向けて学校や社会教育施設の役割・機能を重視
- デジタルトランスフォーメーションを教育・学習全体の中に組み込むことが重要な要素

【中央教育審議会生涯学習部会の議論から】

- 教育のみならず、福祉、防災、産業振興、文化交流などまちづくり・地域づくりの活動拠点として、社会教育及び社会教育施設が捉えられてきている
- 誰一人取り残さない社会的包摂の実現に向けて共に学ぶ場や環境整備が必要

主に、道民にとって身近な社会教育施設である公民館や図書館が今後果たしていくべき役割や望まれる取組について論じ、全道の社会教育施設運営の道標を示すこととして議論を深めた。

3 社会教育施設本来の役割

社会教育施設（以下、「施設」と言う。）は、社会教育法第2条における社会教育（「・・・学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーション活動を含む。）をいう。」）を推進するための機関であり、公民館を始め、図書館、博物館、青年の家などを指している。

今回の議論の中心である公民館においては、社会教育の推進の中核をなすものであり、戦後の寺中構想※などにおける「村の茶の間」や「産業振興の原動力」といった公民館本来の役割として、人がつどい、おすび、まなぶ場として、これまで、青少年教育、成人教育、女性教育などの地域の教育の中心としての役割を担い、社会教育関係団体の活動の場や地域コミュニティの中心となってきた。

もう一つの議論の中心である図書館においては、図書の貸し出し、閲覧、資料の収集などの他、読書会、研究会の開催や地域住民の学習成果を活用して行う教育活動の場として位置づけられているとともに、学校教育への支援や家庭教育の向上に資するものである。

博物館は、博物館法において、「・・・歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集・保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」で、法の規定により「登録を受けたもの」と定義している。その中には、美術館、芸術館、動物園、植物園、郷土資料館などが含まれ、本会議の議論では、設置条例・登録状況にかかわらず、現状の活用方法によって、広く類似した施設も含んでいる。

また、「青年の家など」については、集団での宿泊活動や自然体験、生活・文化体験などを通して、青少年をはじめ、様々な年代の方の体験を通した学びを支援する施設であり、道立施設としては、「道立体験活動支援施設ネイパル」が6ヶ所、設置されている。

それぞれにおいて施設の性格は異なるものの、施設に共通した本来の役割は、資料の収集、調査研究などの学術的な役割のほか、住民誰もが学びたいときに、歴史や文化・芸術に触れることで、情操や教養を養ったり、スポーツや自然体験をはじめとする体験活動などを通して、健康維持・向上を高める学びの場であるとともに、地域の住民が集える場であるといえる。

※「寺中構想」:

「公民館の建設—新しい町村の文化施設」（1946年 寺中作雄氏著（当時文部省社会教育課長））で、公民館の機能（寺中構想）は次のように示されている。

- 1 公民館は社会教育機関である。
- 2 公民館は社会娯楽機関である。
- 3 公民館は町村自治振興の機関である。
- 4 公民館は産業振興の機関である。
- 5 公民館は新しい時代に処すべき青年の養成に最も 関心を持つ機関である。

また、「公民館図説」（1954年 小和田武紀氏編著 寺中作雄氏監修）では、公民館の運営上の目的を次のように示されている。

「民主的社会教育機関です」「村の茶の間です 親睦交友を深める施設です」「産業振興の原動力です」「民主主義の訓練場です」「文化交流の場です」「郷土振興の機関です」

4 社会教育施設の現状・課題

公民館や図書館をはじめとする施設に求められる役割、果たすべき役割、施設利用の有り様も時代と共に変わってきている。

公民館は、社会教育・生涯学習の拠点として、地域住民にとって最も身近な学習拠点、交流の場として重要な役割を担っており、これまで、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供が行われている。

今後は、社会の要請に的確に対応した取組や、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民全体が気軽に集えるコミュニティ(地域社会)の拠点となることやデジタル化への対応による、より充実した学習の場として期待されている。

また、図書館においては、まんがやアニメ、ライトノベルの配置、デジタル視聴覚機器の収集・閲覧、読み聞かせ活動の他、音楽や軽スポーツとのコラボレーションなど社会教育・生涯学習の講座が実施されるとともに、喫茶コーナーなど飲食スペースの設置など、旧来の図書館のイメージが見直されるなど、時代と共に様変わりしてきた。

一方、施設の利用者の固定化やコロナ禍の影響による減少への対応が必要となるとともに、近年は、施設にも社会的包摂の考えが求められ、障がい者をはじめ、情報弱者や社会的に弱い立場にある方々へも開かれた学びの場であることが求められている。

さらに、一部施設では、老朽化が進行し、バリアフリー対応になっていないものやLGBTQなどへの対応の遅れの他、デジタル対応も十分ではないなど、教育格差を生じかねないものも見られ、誰もが利用しやすい体制整備が、必要となっている。

各施設は、本来の設置目的を踏まえた運営が行われるとともに、時代のニーズや社会の変化を今一度確認し、持続可能なまちづくり、人づくりを行っていく、地域のかげがえのない学習拠点として活用されることが望まれる。

(1) 利用者の固定化や学習活動の停滞

- 様々な理由によって、施設の利用者は全体的に減少、固定化が進んでいる。

【主な要因】

- ・ 高齢化（移動の困難など）・人口減少
- ・ 札幌への一極集中
- ・ 趣味や娯楽の多様化
- ・ 個人主義による地域活動の停滞
- ・ 読書離れの傾向
- ・ 情報が学校や地域住民へ届いていない
- ・ アクセシビリティ向上の停滞
- ・ 一部地域や施設によっては、「わが町の施設」としての感覚が強く、他の地域の住民の使用について消極的 など

(2) 各種講座等の障がい者への合理的配慮の不足

- 障がいをもつ方々の事業への参加について十分配慮している施設は少ない。

【主な要因】

- ・ 施設の老朽化によるハード面での障がい者対応の遅れ
- ・ 職員等の受入体制の遅れ

- ・障がい者の生涯学習の推進の遅れ
- ・障がい者の受入に関する専門部署、専門職員の配置の遅れ など

(3) 施設の老朽化・ニーズへの対応の遅れ

- 有効な補助制度等がなく、自治体のみ財源では、十分なバリアフリー対応等の改修・改築は難しい。
- 防災拠点や福祉、文化交流への対応など、役割が多様化している
- トイレ等の性的マイノリティなどへの理解や対応が遅れている。

(4) 家庭教育支援の不足

- コロナ禍で保護者も子どもも体験の場や集いの場に出向くことができず、外部との関わりやつながりが減り、孤立しがちである。

(5) 運営の効率化

- 本来の施設の役割が十分果たせていない例や機能が十分に発揮されていない例が見られる。
- 社会教育主事等の専門的な知識をもった職員が不在の施設もあり本来の施設の意義の継続が難しい。

【主な要因】

- ・自治体の財政状況が芳しくない
- ・指定管理者制度の導入により、蓄積した経験やノウハウが引き継がれていない
- ・部局間の連携不足

(6) デジタル化の進行

- オンライン研修等の講座やアンケート収集等の充実の一方、デジタル化に対応できない施設、施設職員、地域住民がおり、格差が生まれ始めている。
- 特に、コロナ禍において、施設では、オンラインによる講座開設などの取組をこれまで以上に推進してきたが、全ての人がデジタル機器を十分に活用できないことが改めて明らかになった。
- ペーパーレス化により、情報が届きにくい人もいる。

5 社会教育施設に求められる新たな役割

これまで、長きにわたり公民館をはじめとする施設が社会教育の推進を担ってきており、それぞれの時代における学習ニーズ、人々の生活様式の変化、ICTの拡充などによって、施設の運営体制や利用も様々な変遷を経て現在に至っている。

近年は、学びの多様化、地域コミュニティの衰退などもあり、一部では、地域課題に対して地域住民が受け身の姿勢が見られる。地域住民が、能動的に地域課題に関わっていくという意欲をかき立てる、多様なきっかけを絶え間なく提示し続けることが必要であるとともに、今後もそれぞれの時代の変化に応じた施設に求められる役割を果たすよう、施設が柔軟に変化していくことが重要である。

※以下、議論の中で出た各地の事例やアイデアなど【例・案】としている。

(1) 現代的な課題への対応

ア 社会的包摂、インクルーシブ、障がい者の生涯学習に関すること

- トイレや更衣室、授乳室の確保や表示の工夫など、障がい者、性的マイノリティや幼少期の子どもを持つ保護者など全ての人への合理的配慮が必要である。
- 古い施設を中心にハード面での整備が十分でない場合は、職員による受入支援などのソフト面での協力体制が重要である。
- 利用前のインフォメーションを充実させ、十分に情報発信をする工夫が必要である。このことで、障がい者や同伴者は必要な準備を行い安心して、施設を利用することができる。
- 生涯学習事業等では、広報チラシなどに、手話通訳の配置やサピエ図書館※との連携を可能な限り推進し、点訳資料の配布の有無などが一目でわかる工夫をするなど、人的サービスや情報発信に努める必要がある。

※「サピエ図書館」：日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障がい者に対して点字図書等を提供するもの。

- スマートフォン等でのアプリケーションの活用により、視覚障がい者や日本語によるコミュニケーションが十分でない住民に対しても学習機会を保障する体制づくりが必要である。
- 当事者や当事者団体の意見を聞き、受入体制に生かせる仕組みづくりが必要である。
- 障がい者サービスを専門に担当する課・系の設置や専門の担当職員の配置を推進する。

※【公立図書館における読書バリアフリーに関する実態調査報告書】（令和4年3月
全国公共図書館協議会）

専ら障がい者サービスを担当する課や係がある図書館

都道府県立図書館：8.5%、市区町村立図書館5.5%

- 障がい者や特に配慮が必要な学習者には、必要に応じて学びの場や居場所の確保が求められており、参加可能な講座の拡充のほか、自主企画など学びを継続できる仕組みや支援が必要である。

【例・案】

- ・ 国立市公民館・喫茶コーナー「わいがや」の運営、「しょうがいしゃ青年教室」

イ 施設のデジタル対応やデジタルデバイドの解消に関すること

- 社会全体がデジタル化に進んでいるが、デジタル化が目的ではなく、効果的に用いて、施設の存在価値・意義を発揮していくことが求められる。

【例・案】

- ・ デジタル機器を用いたオンラインでの体験と実体験を融合させ、障がいなどにより現地に行くことのできない方々も、一緒に体験し、感動を共有するなどの取組
- ・ 公民館講座（漬物づくり）での成果物を地域の若者と連携し、インターネットで販売できないか参加者等からアイデアが出ている。

- 高齢者やパソコン・スマートフォン初心者などに対して、デジタル機器の操作等に関するサポートを行うなど、支援を行い、格差を解消する必要がある。
- デジタルデバイドの解消に向けて出前などにより機器の操作等の支援を行うなど、施設の機能の充実が求められる。
- 顔認証や指紋認証などのデジタル化による個人情報の管理や業務の効率化などが求められる。
- デジタル化を図り、開館時間の延長や職員の業務をレファレンスへの振り分けなど効率のよい業務とサービス向上に生かしていくべきである。
- 自治体のHPやSNSの構成を分かりやすくし、住民が施設の情報にアクセスしやすくするよう努める必要がある。

【例・案】

- ・ 恵庭市島松公民館における対面による新型コロナワクチン接種 Web 予約のためのスマートフォン等の操作支援
- ・ 高校生や大学生などのボランティアによるスマートフォンの利用法の支援などによるデジタルデバイドの解消

- 子育て中の保護者の気持ちをキャッチするためには、スマートフォンで見られるように学習情報を発信することが重要である。

ウ 家庭教育支援・乳幼児向けサービスに関すること

- 子育てにおいて、孤独・孤立しがちな保護者に対して、同じ年代の子を持つ保護者同士や関係職員との交流の機会の場を設けるなど、施設が福祉部局と連携等のもと、社会教育の強みを生かした支援を行うことが重要である。
- 親子対象事業では、乳幼児向けサービスを充実させるなど、子どもを中心に保護者が集まれる事業の工夫をし、子育て中の保護者同士がつながることになる「きっかけ」や「仕掛け」を作ることが大事である。
- 子どもの体験活動等を通じた家庭教育支援の場と機能の充実が求められている。
- 乳幼児や小学生のみならず、施設の利用が希薄になりがちな中学生・高校生や大人まで、集ったり学ぶ機会を充実させ、子育ての連続性を知ったり多世代の交流や繋がりを

を支援できる取組が必要である。

- 保護者向けにデジタルによる情報発信など、時代に合った支援が必要である。
- 乳幼児期の子どもを育てる保護者は、日々の育児に追われ将来の子育てへのビジョンが見えにくいなどの不安があり、その解消のため、訪問支援などの相談機能が求められている。

【例・案】

・国立市公民館「公民館保育室」での、乳幼児の子育て中の母親への学びの場の提供

エ その他、現代的課題に関すること

- 施設が担う役割も時代と共に変遷しているため、その時代に合った地域課題、教育課題を捉え、地域住民と一体となって課題解決に向けた取組を進めることが求められる。
- 地域住民で組織を編成したり、住民と職員が共同して避難訓練や学習機会を設けるなど、避難場所・避難所としての役割のほか、機能面でも施設が防災・減災の拠点としての役割を担う必要がある。
- ネーミングにより利用対象者が限定的な印象を与えている施設もあり、時代にあわせてリニューアルすることで利用者の拡大につながることも期待できる。
- LGBTQや性教育などの課題に対する理解を深めるための学習機会が必要である。
- 海外からの移住者など日本語によるコミュニケーションが十分でない住民への学習機会の充実が必要である。
- 地域住民が「知りたい」「利用したい」というような「関わりしろ」を多く持つことが、その施設の有効性を高めていくことになる。
- 施設や地域の特徴や職員の専門知識を生かした、これまでにない施設のプログラムの充実が求められる。

【例・案】

・ネパール足寄「コーヒー教室基礎編」

(2) 社会教育施設が積極的に担っていきたい役割

ア 学校教育との連携・協力に関すること

- コミュニティ・スクールの仕組みや地域学校協働活動を活用するなど、学校教育の教育課程内で実施することが難しい取組や機能を担う一つの場としての施設の活用が求められる。
- 学校教育関係者は、公民館や図書館の役割や取組を十分理解できていない場合があり、教育を広く捉えて、施設と学校との情報アクセスが上手くいく仕組みを考え、学校教育と連携を図っていく必要がある。
- フリースクールの活動の場や不登校児童・生徒の受入、居場所としての活用が求められる。

イ 民間との連携・協力に関すること

- これまでの行政による運営や指定管理者制度のほか、双方が連携した運営や一部、住民による運営など、地域の実情に応じて多様な運営形態が求められる。

- 民間事業・団体との連携やより多くの地域住民を巻き込む取組を進めていくことが求められる。

【例・案】

・帯広市図書館「雑誌のスポンサー制度」

- 各地域で積極的に産業振興に関わった事例などを参考に、公民館や図書館が持続的に地域づくりの核となっていくことが重要である。
- 地域イベント等を実施する際には、企業や地域の方なども参画した「プロジェクト委員会」等で企画・運営するなど、人材も複合的に協力する地域コミュニティづくりを意識する取組が求められる。

ウ 住民の居場所づくりや子どもたちの放課後活動に関すること

- 高齢者などの一人暮らしによる社会からの孤立・孤独などの現代的課題や日常生活での困りごとなどの地域課題、悩みを持つ住民が、地域との関わりを広げ、コミュニケーションをとったり、悩みを相談する場など、日常的に集う場となることが望まれる。
- 子どもたちが安心して友達と遊んだり、勉強したりできる場となったり、学童保育等の放課後の居場所としての施設の活用を充実する。
- ボランティアや運営協力者等がいつでも使用できる部屋や場所の確保による活動の活性化が必要である。

【例・案】

・国立市公民館「青年室」の設置

エ 福祉分野との連携・協力に関すること

- 高齢者や子育て中の保護者の孤独・孤立の解消のための居場所や相談場所としての役割においては、公民館や図書館は保健福祉部局との連携・協力が必要である。
- 障がい者や不登校、虐待などへの対応、子どもの生活支援や学習支援について、関係部局が柔軟に連携して多様性のある新たな機能や価値を作っていくことが必要である。

オ 地域の文化や産業・地域資源を生かした伝統の継承・産業の活性化に関すること

- 地域の特産物を生かした新たな活用方法や食に関する学びにより地域の良さを学ぶ機会を拡充する。
- 伝統の食文化や伝統工芸を守り、次世代に継承したり、復活させるなどの取組も大切である。

【例・案】

・置戸町「木工ろくろ技術講座」オケクラフトづくり

(3) 施設の新たな在り方

ア 共生社会の構築にむけた障がい者の生涯学習の推進に関すること

- 施設が共生社会の推進役の一機関として、デジタル社会であるからこそ、対面でしかできない学びの保障などにも積極も取り組む必要がある。
- 施設が各種事業で障がい者を受け入れる体制をつくり、日常的に利用できる体制を作る必要がある。

- 障がい者の受入れや対応を専門に担う部署を設置したり、専門職員を配置するなど、体制の整備が求められる。

イ 情報発信、広報に関すること

- 自施設のみならず、類似施設や関係施設が、連携した利用促進におけた取組をする必要がある。
- 事業の参加者に対するパブリシティや様々なメディアを活用した参加への広報や事業後の報道など多岐にわたる情報発信をしていく必要がある。
- 情報に対するアクセシビリティを向上させたり、常に最新の情報を提供・掲示するなど、施設からの情報発信についての信頼性を高める必要もある。
- ホームページ等で、読み上げ機能を用いたり、動画での配信など障がいのあるなしに関わらず伝わりやすい工夫を進めていく必要がある。

ウ 地域連携の拠点、活動のプラットフォームとしての在り方に関すること

- 施設は、住民自ら地域課題解決に積極的に関わるような仕組み作りを行う機能を充実させる必要がある。
- 住民自ら地域課題解決に積極的に関わるような仕組み作りにより住民の新たなコミュニティ・ネットワークの形成に繋げ、施設は人と社会をつなぐプラットフォームとしての役割を積極的に担う必要がある。
- 地域課題解決を施設が支援する際には、公民館や図書館が単独で取り組むのではなく、様々な関係機関や関係部局と連携する必要がある。
- 人口減少や施設の新設・改築が難しい中、「市町村の施設は、その市町村の住民のみの施設」ではなく、他地域の住民の利用も積極的に受入れ、より広域的な地域連携や活動・学びのプラットホームとして活用を促す必要がある。
- 子どもの学習支援事業などを民間企業・団体が行う場合、公立施設での実施や連携は社会的信頼があるため、充実した活動が行える。今以上に地域に開かれた施設、民間企業団体、福祉部局など教育以外の行政部局との連携を拡充することが必要である。

エ 社会教育施設の機能の複合化に関すること

- 地域の限られた教育資源を有効的に活用するため、施設は時代のニーズに合わせて他施設の役割を複合化するなどの見直しをし、機能の強化を図ることも重要である。
- 関係機関や他部署がそれぞれ有しているノウハウや果たすべき役割、期待される役割が異なることから、それを相互に生かすことでお互いに負担を減らしながらよりよい事業展開が望める。
- 自治体の関係施設を一箇所に集中させたり、複合的に建設し、多機能施設とする際には、住民の声を取り入れ、最初から住民が運営に関わるようにすることで持続的な施設の利活用が進むものになる。
- 施設の機能に他部局の機能を加えた複合施設として整備することで、家族や仲間がそれぞれ異なる目的で、施設を利用でき、住民が「利用したい」と思えることにもつながり、施設の有用性を高めることにもなる。

【例・案】

- ・芽室町公民館における不登校児童生徒に対応する教育支援センター機能
- ・恵庭市生涯学習施設「かしわのもり」、市民活動センター「えにあす」

オ 資金調達に関すること

- 施設におけるデジタル機器の整備や機器の更新、新たな機能への対応には自治体が方針を定め、中・長期的な予算の準備が求められる。
- 持続可能な施設の運営のために施設独自に財源を確保する更なる工夫が大切である。
- 障がい者を含む地域住民などの社会参画や自立支援、交流の場としてカフェや物販などを施設内で行うことで、収入が得られる仕組みづくりの観点も大切である。

【例・案】

・国立市公民館喫茶コーナー「わいがや」

- 企業の CSR を活用した運営資金の軽減など WIN-WIN の関係の構築などによる持続可能な施設運営の観点も重要である。

【例・案】

・帯広市図書館「雑誌のスポンサー制度」

- ネーミングライツやクラウドファンディング、受益者負担などの他、利益を生み出す仕組みを構築し、持続可能な施設運営とする工夫が必要である。
- 企業や住民がネーミングライツやクラウドファンディング等で資金を出すことで、施設や施設の取組に興味関心をもち、利用促進につながる。
- 博物館法に定める博物館等（美術館、動物園、水族館など）では、グッズ販売などをすでに行っており、他の施設においても工夫とアイデアにより自己収入をあげる努力することは利用者集めにもつながる。
- 講座の成果の発信や成果物をインターネット販売するなど、多様な人々の連携や新たな発想を取り入れ、施設や施設で活動する団体の活動資金の確保できる仕組みにより持続可能な運営ができる。
- 地域の産業振興や福祉との連携による事業展開を担う施設として、教育関連以外の補助制度の活用を検討が必要である。
- 行政の「単年度会計」を見直し、余剰金を繰り越すことができるなど、効率的に運営資金を活用できるようにする仕組みが望ましい。
- 施設設備の整備や使用料徴収などについて、国の補助制度や法令の整備が望まれる。

6 北海道教育委員会の役割

- 研修機会の提供
 - ・ 関係機関との連携の上、共生社会の構築のため障がい者の受入に関する専門的知識の習得に係る研修会等の実施を進めるなど、施設の職員への情報提供、スキルアップを行う。
 - ・ 施設の活性化に資するアイデアや知見を提供するなど、自治体が参考にできるようにする。
- 連携の促進
 - ・ 社会教育と学校教育の連携を推進する。
 - ・ 施設に係る職員に対して、地域の団体との連携の在り方などを示す。
- 人材養成への取組
 - ・ 障がい者を積極的に受け入れるため、職員の対応スキルの向上を図る機会の提供に関すること。
 - ・ 共生社会の構築に向けた職員や地域住民の力を引き出すこと。
 - ・ 地域住民が参画した運営など様々な運営形態を想定した仕組みづくりに関すること。
- 運営支援
 - ・ 北海道の広域性を勘案した市町村教育委員会への支援や情報交換が求められる。
 - ・ 指定管理者制度を導入している施設については、施設の役割や社会教育の推進について十分な情報提供をする。
 - ・ 時代のニーズや新たな役割をいち早く発信し、職員が様々な機関と有機的につながる機会を設けるなど関係施設の機能をさらに高めるよう持続可能な施設運営への方向性を示す。

【会議の様子（オンライン）】



7 資料（現地調査の概要等）

(1) 令和4年度の現地調査・調査施設の概要等

恵庭市島松公民館の視察について

		委員名	白石委員、響田委員、渡邊委員
1 施設名	恵庭市島松公民館		
2 視察日時	令和 4 年 12 月 14 日 (水)	9:50~11:55	
3 対応者	恵庭市教育委員会社会教育課長 黒氏優子氏 振興・文化担当主査 佐々木拓氏 主査 中井雅人氏 社会教育指導員 今井正樹氏		
4 調査メモ	<p>(1) 施設の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建物 <ul style="list-style-type: none"> ・S58建設 ・H24-25大規模改修でバリアフリー化（エレベータ・点字ブロック・トイレ等）太陽光パネル設置 ・R3 Wi-Fi整備 ・市唯一の公民館 ○職員 <ul style="list-style-type: none"> ・中井主査、今井社会教育指導員常駐 ○課題 <ul style="list-style-type: none"> ・住民活動が廃れてきている（運動会・文化祭・サマーキャンプ等）。 ・島松公民館のみが活動している。 ・コロナ禍で行事が減っている。 ・役員の高齢化も進んでいる。 ・学校と地学協働を模索している。 ・CS委員会をやっているが具体的なことはコロナで動けない。 ・今年3年ぶりに文化祭実施。 ・新しいことをしなければいけないと考えている。 ・子どもを巻き込む新しい活動必要 <p>(2) デジタル社会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要因・背景 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者からのインターネット利用環境要求 ・自宅にWi-Fi環境の整っていない児童生徒対応 ・コロナ禍で市民の学びを止めない方策 ・スマートフォンの普及対応（特に高齢者） ・コロナワクチン接種 Web 予約の支援 ○具体的取組 <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi 設置 ・オンライン講座（英会話）開設 ・初心者のためのスマートフォン教室（ソフトバンク連携） ・新型コロナワクチン Web 予約支援（広報、民間の情報紙「ちゃんと」掲載、ポスターで周知） 		

	<p>○成果と課題</p> <p>【成果】・来館者の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン講座による新型コロナ感染不安払拭、講師の移動負担軽減 ・ワクチン接種支援により予約への関心を高め、作業の不安軽減 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCの不具合で参加できない方がいた。 ・対面式講座希望多数 ・個々のレベルに合わせる必要性 ・公共施設のWi-Fi環境の拡充 <p>○これからの公民館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用の学習機会に積極的取組 ・事業によって、高校・大学等と連携し、学生を講師活用し異年齢交流促進につなげたい。
(3)	<p>障がい者の生涯学習の推進(実施事業、ハード面の工夫、学習情報の提供、人的支援体制等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード面(スロープ、点字ブロック、オストメイト、エレベータ、優先駐車スペース)は整えているが、実施事業はこれからという状況。他の団体とやれることがあればと考えている。 ・現在は問い合わせがあれば受入対応している。 ・手話講座は生活福祉課、外国籍の方は企画課が担当
(4)	<p>他部局(保健福祉、防災、まちづくり、学校教育等)との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地・防災課と連携し、防災学習会実施、避難所運営マニュアルの検証・改定、防災備品設置、町内会ごとに自主防災組織を作り防災学習会、地域の方と職員と一緒に防災訓練
(5)	<p>職員研修の方法や内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修会 ・北海道公民館協会の研修参加 ・石狩教育局の指導、情報交流等を活用
(6)	<p>その他(住民の主体的な社会教育の促進、市政上の役割、新たな取組や構想など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設視察 <p>活動(石膏デッサン2B会、市民講座(料理(パン・菓子))施設(子どもひろば、和室、多目的交流室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民講座の受講は3年まで、以降はサークル化を促す。主催事業とサークル活動が一体となる仕組み。市民感覚の変化(やりたいことだけやればいい等) ・CSとの関わり ・市民講座の作品を中学校に展示(人ではなく作品をとおした交流) ～市民のモチベーション向上、生徒も作品を見て感じることもある～ ・サマーキャンプ支援(小学校のおやじの会が公民館役員も兼ねて支援) ・島松地区はコミュニティとして成立

帯広市図書館の視察について

		委員名	吉岡委員、宮田委員、三石委員
1 施設名	帯広市図書館		
2 視察日時	令和 4 年 12 月 15 日 (木)	13:00~15:00	
3 対応者	帯広市教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化室 図書館 館長 石津 邦久氏 係長 大林 美樹氏		
4 調査メモ			
(1) 施設の現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ○建物 <ul style="list-style-type: none"> ・H17 建設、H18 開館。 ・Wi-Fiは帯広商店街から同じ回線をつないで、利用者に無料で提供している。 ・蔵書数は約 50 万冊。 ・障がい者トイレにユニバーサルベッド有、駐車場に障がい者用 (3台分) 有。 ○職員 <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員 11 名、司書資格者 (会計年度任用職員) 20 名、パートタイム会計年度任用職員 18 名 ○課題 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が固定化されている。 ・他施設との連携 ・コロナ禍前と比較して、利用者や貸出冊数の減少がある (R2 から電子図書館を始めて少し改善されているが、コロナ禍前には戻っていない)。 ・令和4年度「読書アンケート」の集計結果では、読書が好きと答えた小学生が 73.4%と、前年比で 11.3%減となっている。 ・本以外に興味関心がある人が多く、その中で図書館に来てもらえるよう様々な工夫・取組を行っている。(ミッション形式で、達成すると報酬がもらえるもの。ガチャガチャの箱をボランティアが作成) 			
(2) デジタル社会への対応			
<ul style="list-style-type: none"> ○要因・背景 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍に伴う利用者・貸出冊数の減少 ○具体的取組 <ul style="list-style-type: none"> ・帯広市の商店街と連携した館内 Wi-Fi 回線の整備 ・館内タブレットコーナーの設置 ・電子図書館サービスの開始 (帯広市の LINE に電子図書館タブ有)。 ・資料のマイクロフィルム化 (デジタル化) ・Web おはなし会 ・Youtube チャンネルの開設及び動画配信 ・図書館 Twitter の毎日更新 ○成果 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の利便性向上 			

<p>(3) 障がい者の生涯学習の推進(実施事業、ハード面の工夫、学習情報の提供、人的支援体制等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動図書館の活用 ・CDブック、音声ガイド付き映画、大活字図書、録音図書の活用 ・赤外線補聴システムの視聴覚室完備、出入口音声誘導装置 ・障がい者の自宅への宅配サービス・ボランティア団体(友の会)によるハンディキャップサポートの取組(対面朗読) ・広報・市民文芸・ジュニア文芸を声に吹き込んで貸し出している。(翻訳グループさざなみ)
<p>(4) 他部局(保健福祉、防災、まちづくり、学校教育等)との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体と連携し、雑誌スポンサー制度として、購入代金を負担していただき、9者 22誌と契約。 ・生涯学習や社会教育施設との連携講座や資料収集 ・市民文芸賞を実施し、優秀作品を帯広市内の高校・帯広畜産大学の図書館に読み聞かせをしてもらい、Webでおはなし会として動画を作成してもらった。 ・帯広畜産大学と連携した講座も実施している。 ・「ぶっくーる便」として、学校からの要求に応じ、本を貸し出している。
<p>(5) 職員研修の方法や内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修ではないが、日常的に職員間で対話を行い、サービス向上について話し合っている。
<p>(6) その他(住民の主体的な社会教育の促進、市政上の役割、新たな取組や構想など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題に対応したサービスとして、ビジネス支援、健康・医療、食文化の情報コーナーを設置。 ・帯広市では、経費面について、他との連携により広告収入で資金を得ようとする動きがある。 ・国での子どもの読書活動推進に関する法律をうけ、子どもの読書活動を推進するための計画を市で作成 ・乳幼児向けのサービスとして、市民のボランティアが話し手となつての「お話し会」を定期開催しているほか、絵本との出会い事業(ブックリストの作成)、子育て応援バッグ(絵本リスト)、子どもの映画会(大人の映画会もあり)などを実施

【恵庭市島松公民館視察の様子】



【帯広市図書館視察の様子】



(2) 令和5年度の現地調査・調査施設の概要等

国立市公民館の視察について

		委員名	吉岡委員、杉澤委員、宮田委員
1 施設名	国立市公民館(東京都)		
2 視察日時	令和 5 年 6 月 10 日 (土)	13:30~15:00	
3 対応者	国立市公民館館長補佐 井口啓太郎氏		
4 調査メモ			
(1) 国立市公民館の概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の「集会施設が欲しい」との声を受けて、昭和 30 年に開館 ・昭和 54 年改築に際しては、市民が参加する改築委員会を設置するなど、地域住民の声を取り入れた施設づくりを推進 ・公民館保育室の取組は全国的に有名。また、青年室が現在も残っている点も特徴的 ・国立市では、人権や平和に関する施策に力を入れてきた背景があって、障がい者の生涯学習にも力が入れられてきた(社会参加に制約のある人、孤立しがちな人に対する学び) 			
(2) 国立市公民館の3つの機能			
<ul style="list-style-type: none"> ・公民館主催でさまざまな講座やイベントを行う場 ・市民のサークル活動や学びを支える場 ・誰でも気軽に立ち寄れる憩いの場 			
(3) 国立市公民館の5つのテーマと主な催し(事業名は、平成 27 年度のもの)			
<ul style="list-style-type: none"> ・現代社会の課題(平和、人権、環境、憲法、教育、多文化共生、震災後社会 等) ・共に生きる地域社会を育む(生活のための日本語講座、しょうがいしゃ青年教室 等) ・まちを知る 地域から学ぶ(社会教育学習会、地域史、公民館利用者交流会 等) ・社会をみつめる文化を作る(図書館のつどい、映画館とシネマトーク 等) ・表現と創作を楽しむ(市民文化祭、身体表現、介護短歌、銅版画等) 			
(4) 「コーヒーハウス」の取組…勤労青年の活動をベースに、障がいのある青年が加わり、活動形態は移り変わってきた			
<p>①しょうがいしゃ青年教室(昭和 55 年開設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月一回、土日を中心に活動。6つのコースに分かれて活動を展開するのが特徴(スポーツ、クラフト、料理、喫茶実習、リトミック、YYW(やりたいことを企画し、実行する講座)) ・企画・運営は公民館職員に加えて、ボランティアによって行われている ・障がいの有無にかかわらず、様々な人が様々な入り口から関わることができている <p>②喫茶コーナー「わいがや」(昭和 56 年オープン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民グループ「障害をこえてともに自立する会」が運営 ・営業スタッフは約 10 名。「しょうがいしゃ青年教室」のメンバーも加わる ・障がい者にとっても青年にとっても、自由に集まることのできる“拠点”は重要 ・公民館は、いろんな人が交錯する場所。何もしなければ、利用者は偏る ・食べることは、人と人をつなぐツールになり得る 			

(5) 考察

○吉岡委員

駅から徒歩圏にある公民館に「青年室」が常設されている。無料で集うことができる明確な居場所があることで、「しょうがいしゃ青年教室」の講座や自主企画が生まれ、長く継続できたのではないかと。また、学ぶ対象として位置づいてこなかった乳幼児の子育てをしている母親たちの「学びたい」という思いを受け、昭和46年に「公民館保育室」が全国に先駆けて誕生している。国立市公民館は、誰もが学べる施設であるが、一方では、障がい者や学びから排除されていた乳幼児の母親など、配慮が必要な学習者には学習拠点となる場を優先的に整備している。これが公平で正義にかなうことであると、市民に了解されている点も見逃してはならないだろう。

○杉澤委員

戦後の青年学級を地域や市民が支えてきた歴史的背景、文教エリアを核としたまちづくりの視点、学びに関わらず地域の互助組織としての公民館機能など、改めて地域に根差した公民館活動を知ることができた。すなわち公民館とは、そもそもが「誰一人取り残さない」の理念に基づいている。可能な限り多様なメニューを自主事業として実施し、そのことが地域住民の信頼を獲得するに至り、社会教育のあらたな担い手を創出していく。公民館だけで完結するものではなく、子どもや若者、障がいのある人など、地域の多様なプレイヤーが参加できる枠組み、巻き込みながら地域のハブ機能を果たし、他と他を連携させる機能が重要であると感じた。

○宮田委員

国立市公民館では、障がい当事者が中心となる活動があることで、職員やボランティアスタッフと共に作っていく過程を楽しんだり、活発なコミュニティが生まれたり、当事者が利用しやすさを感じる場となっていた。

また、一年では見えない継続した関わりや取組が、職員やスタッフ、当事者の葛藤に好転的な変化をもたらしていた。当事者と向き合い変化していける学びの場に、安心して集える憩いの場という役割も備わっていた。社会教育施設には、目的が無くても様々な人が安心して集える場の提供も役割の一つだと感じた。

【国立市公民館視察の様子】



恵庭市立図書館恵庭分館等の視察について

		委員名	白石委員、岡部委員、近江委員、轡田委員、平田委員、松田委員、三石委員
1 施設名	恵庭市生涯学習施設かしわのもり、恵庭市立図書館恵庭分館		
2 視察日時	令和 5 年 6 月 15 日 (木)	10:00~12:00	
3 対応者	恵庭市生涯学習施設かしわのもり: 恵庭市教育委員会教育長 岩淵隆氏、 社会教育課長 黒氏優子氏 恵庭市立図書館恵庭分館: 恵庭市教育委員会読書推進課長 藤井昌人氏、 主査 岩崎春恵氏		
4 調査メモ(恵庭市生涯学習施設かしわのもり)			
(1) 建設の経緯			
<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年 地域住民から複合施設の要望書、平成25年度 整備構想策定協議会 ・平成28年9月オープン ・当初は図書館の要望があったが、経費面などから図書館の要素を持ち(学習機能)、体育館機能(運動機能)、市民の居場所(交流機能)や子育て支援センターなど(子どもの居場所機能)を有する複合施設に。 			
(2) 施設の特徴			
<ul style="list-style-type: none"> ・本の回廊(各部屋と一体的な本棚が約100m連続) ・住民が自分たちで参加して運営 ・令和4年度から指定管理制度導入(シダックス大新東ヒューマンサービス(株)) ・ブックステーションの機能(予約、取り置き、受取、返却)。毎日配本車来る。小中図書館とも接続。高校は別ラインで接続(高校の要望は少ない) ・プレイスペース(子どもの居場所) ・緑のカフェ(ボランティアが運営) 壁面に作品展示もできる ・ミニキッチン ・スポーツ練習場(武道館の機能を継承して剣道できる) ・樹木や自然の継承 			
(3) 利用者数			
<ul style="list-style-type: none"> ・H30 43,372人 R3 21,510人 R4 32,486人 R5も回復傾向 			
4 調査メモ(恵庭市立図書館恵庭分館)			
(1) 施設の現状と課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・恵庭駅前の賑わい創出を目的として民間が建設し、公共が施設を間借り。民間は地代を支払い、公共は室料を支払い。 ・説明会場である会議室2は、午前中は一般開放、午後は学童クラブで使用。その隣は子育て支援センター、その奥のホールは子ども広場で、帰宅後に子どもたちが遊びに来る場所。 ・えにあすは、所管である生活環境部が市民活動センターに委託して管理。1階の奥には夜間診療所もあり、民間施設としてはFM、宮の森スポーツ、セイコーマートがあり、2階には保健課などがある。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・旧恵庭分館は今の建物の隣にあった学び館にあり、閲覧席が35席、250㎡で約5万冊の蔵書があった。えにあすに移った時に専用の閲覧席は作らないコンセプトになったので、施設内ならどこでも閲覧できるようにした。建物を出るときには、カウンターで借りるか、手のひら認証でセルフで借りてもらう。面積が195㎡になり蔵書も約6000冊減少。インターネットで予約し、予約ロッカーで受取可能。 ・利用時間：9:00～22:00。本来は9:30～19:00まで開館だが、ICT化で9:00～9:30、19:00～22:00無人貸出。 ・ゆっくり本を読める場所がない。子どもたちの利用も多く賑やか。土日にミニコンサートもあるので、初めの1～2年はうるさいという苦情があったが、今は慣れたのかない。
(2) デジタル活用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・手のひら認証システム：来館者増でまちの賑わいづくり創出のため令和3年3月導入。一部無人化で開館時間拡大。セキュリティゲート設置で借り忘れ防止。 ・かしわのもりと黄金ふれあいセンターにブックステーション設置。インターネットや電話で予約して翌日には受取可能であり利用多い。 ・カリンバ遺跡の出土品は資料館で管理されているが、3D画像や資料を図書館HPで閲覧可能に。 ・ボランティアの協力で恵庭市史の電子化を進めている。
(3) 民間資金の活用の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・えにあすは30年の借地契約（平成30年4月供用開始）。その後は撤退の予定。地代をもらい、使用料を払っている。 ・雑誌スポンサー制度：平成27年3月から開始。18企業、1個人が社会貢献の一環で雑誌提供（31誌）。180のリストから選んでもらい1年間代金を前払い。1年後に精算。希望に添って本館・分館に配置。恵庭分館はまちづくり協同組合が提供。風俗や営業、賃貸業は対象外。初めは職員が営業に回ったが、継続が多くて助かっている。
(4) 本館と分館の連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・本館と分館にある本はリクエストすれば翌日には借りられる。蔵書の減少をカバーしている。 ・学校図書館も一元化して管理している。授業で必要な本を用意して配本している。

【恵庭市立図書館恵庭分館視察の様子】



8 北海道社会教育委員の会議兼第16期北海道生涯学習審議会名簿

任期：令和4年8月1日～令和6年7月31日

氏名	所属（職業・役職等）	備考
まつ い やす こ 松 井 泰 子	北海道国公立幼稚園・こども園長会 （事務局次長（札幌市立きくすいもとまち幼稚園長））	
た まる あき ふみ 田 丸 明 史	北海道中学校長会 （研修部幹事（札幌市立手稲西中学校長））	
わた なべ ゆみ こ 渡 邊 祐美子	北海道高等学校長協会 （総合部会長（北海道石狩翔陽高等学校長））	
くつわ だ とし こ 轡 田 淑 子	北海道社会教育委員連絡協議会 （監事（深川市社会教育委員会議委員長））	
おか べ よし たか 岡 部 義 孝	北海道公民館協会 （副会長（釧路市教育委員会教育長））	
ひら た ひろ こ 平 田 弘 子	北海道PTA連合会 （事務局長）	
しら いし とも え 白 石 友 柄	特定非営利活動法人教育支援協会北海道 （専務理事）	副議長兼 副会長
よし おか あき こ 吉 岡 亜希子	父親ネットワーク北海道 （事務局長（北海道文教大学教授））	議長兼会長
おう み まさ たか 近 江 正 隆	一般社団法人 十勝うらほろ楽舎 （代表理事）	
おお はら ゆう すけ 大 原 裕 介	社会福祉法人ゆうゆう （理事長）	
すぎ さわ ひろ き 杉 澤 洋 輝	株式会社らむれす （代表取締役社長）	
まつ だ たけ し 松 田 剛 史	藤女子大学 （准教授）	
みや た なお こ 宮 田 直 子	医療法人 稲生会生涯医療クリニックさっぽろ （みらいつくり大学校教務主任）	
ゆ さ より かず 遊 佐 順 和	公募 （札幌国際大学教授）	
みつ いし りょう 三 石 諒	公募 （特定非営利活動法人まくべつ町民芸術劇場企画・事業担当）	

※役職等は、令和4年度の就任時もの。